堺市立総合医療センターにおける 病院総合情報システム運営管理業務 事業者募集要項



平成30年11月

地方独立行政法人堺市立病院機構

目 次

I 募集要項 ······ 2				
1.	趣旨	2		
2.	業務の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2		
3.	参加資格要件 ·····	2		
		3		
	参加手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3		
	L	6		
7.	優先交渉権者の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7		
8.		8		
		8		
10.	お問い合わせ先	8		

Ⅱ様式

参加申請書(様式第1号)

実績一覧表 (様式第2号)

認定取得状況申告書(様式第3号)

募集要項等に関する質問書(様式第4号)

提案書類提出届 (様式第5号)

見積書(様式第6号)

辞退届 (様式第7号)

Ⅲ仕様書

Ⅳ契約書(案)

I 募集要項

1. 趣旨

本業務は、堺市立病院機構(以下「当機構」という。)おけるサーバ群、クライアント群、 周辺機器、データ通信及び音声ネットワーク等の円滑な運用、障害発生の未然防止、障害 発生時の復旧対応及び利用者からの照会対応等を行い、システムによる良好な診療環境を 保持するために必要な事項を定め、システムの円滑な運用を図ることを目的とする。

この度、上記病院総合情報システム運用管理業務を実施する事業者(以下「事業者」という。)を募集し、公募型プロポーザル方式により当機構と優先的に契約交渉を行う者(以下「優先交渉権者」という。)を選定する。

2. 概要

(1) 業務名称

堺市立総合医療センターにおける病院総合情報システム運営管理業務

(2) 委託内容

別紙「Ⅲ仕様書」に定めるとおり。

ただし、本仕様書は新システムとして最低限の水準を示したものであり、事業者から は本仕様書に記載する機能等を上回る企画提案を求める。

(3) 履行場所

〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁1番1号 堺市立総合医療センター

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

ただし、契約締結日から平成31年3月31日までは本業務の現受託者との引き継ぎ等業務履行にあたっての準備期間とすること。

3. 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加するにあたっては、次の資格要件をすべて満たすこと。

- (1) 国税及び地方税の未納がない者
- (2) 地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程(平成24年)第3条の規定に該当しない者 地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程(抜粋)

第1章 総則

(一般競争入札に参加する者の資格)

第3条 会計規程第40条第1項で規定する契約責任者は、一般競争入札に、当該入

札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加 させることができない。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者(会社更生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者(民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第1号から第3号に該当しない者
- (6) 国内において本募集公告日を起算日として過去 10 年以内に許可病床(一般病床) 480 床以上で富士通株式会社製電子カルテシステム「LifeMarkHX」または「EGMAIN-GX」が稼働する病院において総合情報システム運営管理業務を直接受注し、連続して3年以上履行した実績を5件以上有する者。なお、同一病院は重複して件数に挙げないこと。
- (7) 情報セキュリティに関し適切な保護措置を講ずる体制を継続的に整備し、その証として 次にあげる認定の内少なくとも1つは取得している者。
 - ① プライバシーマーク認定
 - ② ISO9001
 - ③ ISO14001
 - ④ I SMS適合性評価制度 I SO 2 7 0 0 1
 - ⑤ 事業継続マネジメント I S O 2 2 3 0 1
 - ⑥ ITSMS適合評価制度ISO20000

4. スケジュール

事業者の選定にあたっての手順及びスケジュールは、以下のとおり。

募集公告及び募集要項の配布	平成 30 年 11 月 30 日(金)~12 月 6 日(木)正午
質問書の受付	平成 30 年 11 月 30 日(金)~12 月 7 日(金)正午
質問書の回答	平成 30 年 12 月 12 日(水) 正午
参加申請書の受付	平成 30 年 11 月 30 日(金)~12 月 18 日(火)正午
第1次審查結果通知	平成 30 年 12 月 26 日 (水)
企画提案書の受付	平成30年12月27日(木)~31年1月8日(火)正午
第2次審査(プレゼンテーション)	平成31年1月中旬(予定)
第2次審査結果通知	平成31年1月下旬(予定)

5. 参加手続き

(1) 募集要項等の配布

申請にかかる書類は、平成 30 年 11 月 30 日(金)から 12 月 6 日(木)正午までの間に 当機構ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加申請書等の提出

次の書類を郵送(書留に限る)により各1部提出すること。

ア 提出書類

- ① 参加申請書(様式第1号) 必要事項を記入し、押印等をしたうえで提出すること。
- ② 実績一覧表(様式第2号) 「3. 参加資格要件(6)」の要件に該当する契約実績を記入すること。
 - ★第1次審査の加点要素であるため、該当する契約は可能な限り列挙すること。 ※15 件まで

※同一病院は重複してカウントしないこと

- ③ 実績一覧表(様式第2号)に記載した契約にかかる契約書の写し ※業務内容、履行期間、契約相手方及び契約日がわかる部分 ※契約金額は黒途り可
- ④ 登記事項証明書又は商業登記簿謄本・・・直近3か月以内に発行されたもの。写し可。
- ⑤ 財務諸表類の写し(直近で貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの)
- ⑥ 直近の国税の納税証明書(各税目に未納の税額が無いことの証明)写し可。
- (7) 直近の地方税の納税証明書(各税目に未納の税額が無いことの証明) 写し可。
- ⑧ 認定取得状況申告書(様式第3号)「3.参加資格要件(7)」の要件にあげる認定の取得状況を申告すること。★第1次審査の加点要素であるため、取得している認定はすべて申告すること。
- ⑨ 認定取得状況申告書(様式第3号)に申告する取得済認定にかかる認定証の写し ※本募集公告日時点で認定されていることがわかること
- ⑩ 返信用封筒(返信先(「様」「御中」を記載)を記載し82円切手を貼付したもの)

イ 提出期限

平成 30 年 12 月 18 日(火)正午必着

ウ 提出先

〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁1番1号 地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 経営企画室 中西宛

エ その他

参加申請書提出後、参加を辞退する場合は、平成31年1月8日(火)正午までに「辞退届(様式第7号)」を提出すること。

(3) 質問及び質問に対する回答

ア 受付期間

平成30年11月30日(金)~12月7日(金) 正午まで

イ 方法

① 「募集要項等に関する質問書(様式第4号)」を電子メールで提出すること。

- ※送信後に電話でメールの到着確認を行うこと。
- ※電話・来訪など口頭による質問は受けつけない。
- ② 質問の内容は、簡潔明瞭かつ必要最小限とすること。
- ③ 質問書への回答は、平成30年12月12日(水)午前10:00に当機構ホームページに 公開する。

ウ提出先

Eメール iryojoho-nyusatsu@sakai-hospital.jp

地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 経営企画室 中西宛

(4) 企画提案書等の提出 (第2次審査有資格者のみ)

次の書類を郵送(書留に限る)により、正1部、副7部(複写可)の計8部を提出すること。

ア 提出書類

- ① 提案書類提出届 (様式第5号)
- ② 企画提案書(自由形式)※第2次審査のプレゼンテーション資料と同一とすること 企画提案書の内容は、6.審査(2)選定基準イ.第2次審査及び「Ⅲ仕様書」に則し て作成すること。
- ③ 配置計画書(自由形式)※第2次審査のプレゼンテーション資料と同一とすること本業務における常駐要員の配置計画書及び常駐要員のプロフィールを提出すること。常駐要員のプロフィールには氏名のほか、6.審査(2)選定基準イ.第2次審査.2配置計画に挙げる経験等を記載すること。なお、本配置計画に記載する要員は契約後必ず配置することを前提とし、正当な理由がない限り要員の変更は認められない。また、要員が未定である場合は配置計画の人数分のプロフィールの提出は不要とするが、その場合は第2次審査において減点となる。
- ④ 見積書(様式第6号)
 - 2. 概要(4)履行期間における見積金額を記載すること。

イ 提出期限

平成31年1月8日(火)正午必着

ウ 提出先

〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁1番1号 地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 経営企画室 中西宛

エ その他

- ・参加1事業者につき、提案は1件とする。
- ・提出後の追加、修正は認めない。 ただし、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ・書類の内容について、確認又は問い合わせを行うことがある。

6. 審査

(1) 選定方法

ア 第1次審査

- ・書類審査にて、上位3団体を選定する。 ただし、参加申請者数及び参加資格の有無により3団体に満たない場合もある。
- ・第1次審査の結果は、平成30年12月26日(水)付で電子メール及び文書にて通知する。

イ 第2次審査

- ・第1次審査にて選定した事業者を対象に第2次審査を実施する。 日程は平成31年1月中旬を予定しているが、詳細は第1次審査結果通知書で案内 する。
- ・第2次審査では、プレゼンテーションを実施する。 プロジェクタ及びスクリーンを利用して、企画提案(事前に提出する企画提案書と 同一とすること)のプレゼンテーションを行うこと。
- ・第2次審査の結果は、平成31年1月下旬(予定)に電子メール及び文書にて通知する。

(2) 選定基準

ア. 第1次審査

- •「3. 参加資格要件」(1) から(7) をすべて満たしていること。
- ・「3.参加資格要件」(6)の実績件数に応じて加点する。 なお、同一病院は1件してカウントする。
- ・「3.参加資格要件」(7)の認定取得数に応じて加点する。

イ. 第2次審査

審査項目		評価内容
1	業務体制	□本業務を円滑に実施するための計画等の策定について、具体
		性があり実行可能な提案がされているか。
		□業務を実施するにあたり、リーダ及び要員の役割や体制につ
		いて提案がされているか。
		□大規模なシステム障害や夜間緊急時などへの対応や応援体制
		について具体性があり、実行可能な提案であるか。
		□日勤帯・夜勤帯への配置人数は仕様を十分に満たすものか。
		□運用プロセスの可視化、ナレッジの活用など、情報共有のマ
		ネジメントは十分か。
		□常駐要員に対する教育訓練体制及び実施方法が整備されてい
		るか。

		□常駐要員の人員不足等が発生した場合などにおける事業継続
		計画は整備されているか。
2	配置計画	□常駐要員は富士通社製電子カルテシステム「LifeMarkHX」ま
		- たは「EGMAIN-GX」の運用管理保守経験は十分か。
		 □常駐要員は医療情報技師等情報処理系の検定等を取得してい
		るか。
		□常駐要員はサーバ構築やシステムインフラに関する知識・技
		術を十分有しているか。
		□常駐要員はネットワーク通信機器に関する知識・技術を十分
		有しているか。
		□常駐要員は VBA を用いた MicrosoftExcel および
		MicrosoftAccess での開発や、VBScript 及びコマンドプロンプ
		トを用いたバッチファイルやツールを作成する技術を有する
		か。
3	支援体制	□当機構職員への電子カルテシステムに関する操作研修計画は
		十分であるか。
		□当機構職員へのマイクロソフトオフィスに関する研修計画は
		十分であるか。
		□当機構職員が従事する業務に対する支援体制は十分である
		か。
4	社会使命	□障害者雇用状況報告義務がある場合は法定雇用率を達成して
		いる、当該報告義務がない場合は障害者を1名以上雇用してい
		るか。
		□ワーク・ライフ・バランス等推進に取り組んでいるか。
5	見積価格	

7. 優先交渉権者の決定

審査の結果、第1次審査及び第2次審査の総合得点が最も高かった者を優先交渉権者として決定する。

なお、優先交渉権者として通知を受理したのち、辞退またはその他の理由により契約 手続きを継続できない場合、当機構は、それにより発生した損害を優先交渉権者にその 損害を請求することができる。この場合、損害賠償額については、当機構と優先交渉権 者が協議のうえ定めるものする。

また、選定された企画提案内容にて直ちに契約を締結するものではなく、優先交渉権者と企画提案内容に沿って業務内容及び金額等について協議・調整を行い、双方が合意に至ったのち、契約を締結する。この場合において、企画提案内容の一部を変更できる

ものとする。

8. 失格要件

次の項目に該当する場合は失格とする。

- ① 本募集要項に定める資格要件を満たしていない場合
- ② 企画提案書等の内容が、法令違反等著しく不適当である場合や仕様書に示す要件を満たしていない場合
- ③ 企画提案書等の提出書類に不備や虚偽の記載があった場合
- ④ 2件以上の提案があった場合
- ⑤ 審査の公正性、公平性に影響を与える行為があった場合

9. その他

- (1) 本募集には予定価格を設定し、事業者は予定価格を超えない範囲で選定する。 なお、予定価格は非公表とする。
- (2) 本募集参加に関して必要となる一切の費用は、申請者の負担とする。
- (3) 指定された書類の提出はすべて郵送(書留に限る)によること。 持参による提出は認めない。
- (4) 提出書類の内容は変更することができない。 ただし、優先交渉権者との協議によるものは除く。
- (5) 提出書類は返却しない。 なお、情報公開の対象となった場合、当機構は無償で使用できるものとする。 ただし、提出された書類の著作権は各事業者に帰属するものとする。
- (6) 契約後に提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合、当機構は契約を解除することができる。この場合、当機構は受注者に対して損害賠償を請求することができる。

10. 問い合わせ先

〒593-8304 堺市西区家原寺町1丁1番1号 地方独立行政法人堺市立病院機構 法人本部 経営企画室 中西宛 TEL:072-272-9923 (直通)